

郡山市民生委員・児童委員に係る身分証明書取扱要領

平成19年12月1日制定

平成27年4月1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1 この要領は、市長が担当地区の委嘱を行う民生委員・児童委員（主任児童委員に指名された者を含む。以下「民生委員・児童委員」という。）の身分証明書の取扱いについて必要な事項を定める。

(身分証明書の様式)

第2 身分証明書の様式は、郡山市民生委員・児童委員証（第1号様式）とする。

(民証明書の交付)

第3 身分証明書は、市長が交付するものとし、その管理は、保健福祉部保健福祉総務課において、民生委員・児童委員証管理台帳（第2号様式）により行うものとする。

(身分証明書の携帯)

第4 民生委員・児童委員は、民生委員・児童委員活動の際に身分証明書を携帯し、関係者等からの請求があるときは、提示しなければならない。

(身分証明書の返還)

第5 民生委員・児童委員は、任期が満了したとき又は民生委員・児童委員の身分を失ったときは、速やかに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第6 民生委員・児童委員は、身分証明書を紛失し、又は汚損し、若しくは破損したときは、速やかに民生委員・児童委員証再交付申請書（第3号様式）により、市長に申請して、身分証明書の再交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付の申請があったときは、当該民生委員・児童委員に身分証明書を再交付するものとする。

3 民生委員・児童委員は、再交付された身分証明書を受領した後に、紛失した身分証明書を発見したときは、速やかに再交付された身分証明書を市長に返還しなければならない。

(禁止事項)

第7 民生委員・児童委員は、身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。